

【概要版】

第3期 川島町
子ども・子育て支援事業計画
(かわじま子育て応援プラン)

令和7年度～令和11年度

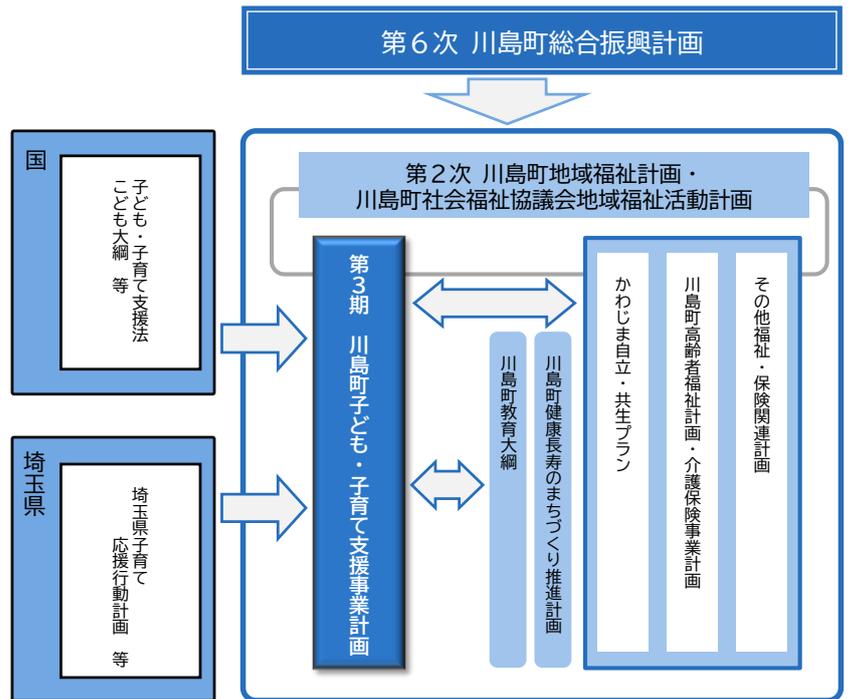
川島町
令和7年3月

1 計画策定の背景と趣旨

「第3期 川島町子ども・子育て支援事業計画」は、「第2期 川島町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることに伴い、未来を担う川島町の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめた、第2期計画を引き継ぐ後継計画です。

2 計画の位置づけ

本計画については、本町の上位計画である「第6次川島町総合振興計画」及び「地域福祉計画」や「川島町健康長寿のまちづくり推進計画」、「川島町教育大綱」等のその他計画との施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中、法制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
子ども・子育て支援事業計画	計画策定	第2期 川島町子ども・子育て支援事業計画										
						計画策定	第3期 川島町子ども・子育て支援事業計画					

4 基本理念

本計画の基本理念は、川島町民憲章や第6次川島町総合振興計画の戦略目標、第2期 川島町子ども・子育て支援事業計画を勘案し以下のとおりとします。

【基本理念】

子どもの未来を地域で支えるまちづくり

5 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、町のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援を行います。

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

母子について、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

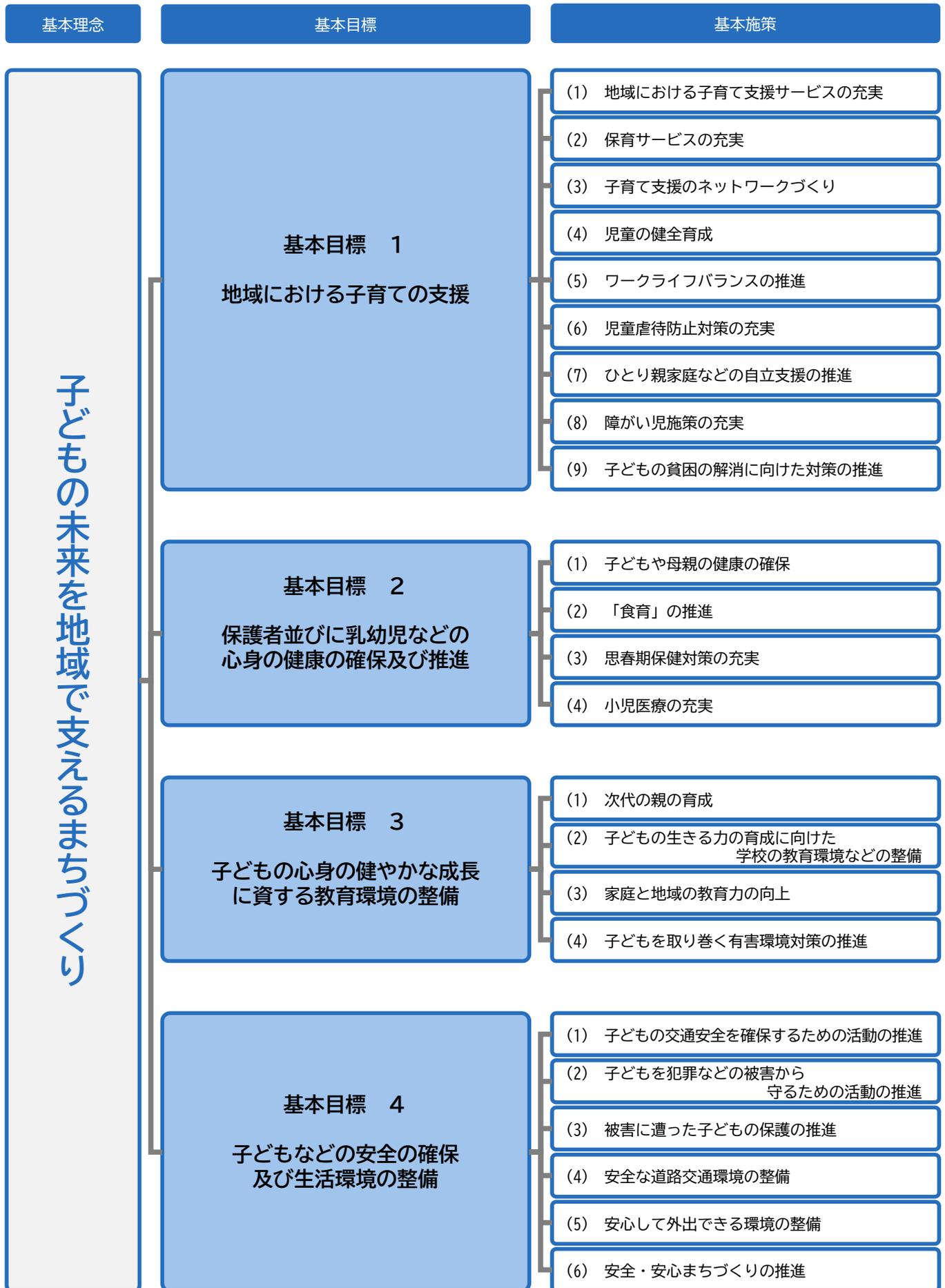
また、近年の核家族化や都市化の進展による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。



7 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策	実施施策
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	・家庭的保育事業 ・相談及び情報提供体制の充実 ・特定保育事業
(2) 保育サービスの充実	・保育サービスの充実
(3) 子育て支援のネットワークづくり	・子育て支援サービスのネットワークの形成
(4) 児童の健全育成	・児童の健全育成 ・子育て支援における世代間交流 ・地域子ども教室 ・地域学校協働活動
(5) ワーク・ライフ・バランスの推進	・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備
(6) 児童虐待防止対策の充実	・関係機関との連携 ・発生予防、早期発見、早期対応
(7) ひとり親家庭などの自立支援の推進	・ひとり親家庭などの自立支援の推進
(8) 障がい児施策の充実	・障がい児教育の充実 ・乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携
(9) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	・生活困窮者の総合相談 ・ひとり親家庭などの自立支援の推進 【再掲】

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

基本施策	実施施策
(1) 子どもや母親の健康の確保	・乳幼児健康診査、新生児訪問などの充実 ・乳幼児健康診査時の相談指導の実施 ・出産・育児などに関する教育・相談の充実 ・妊娠期からの継続した支援体制の整備 ・子育て支援医療費の支給
(2) 「食育」の推進	・乳幼児の食育の推進 ・「食育」の推進 ・児童生徒の食育の推進
(3) 思春期保健対策の充実	・思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及 ・喫煙や薬物に関する教育
(4) 小児医療の充実	・小児医療の充実 ・乳幼児の事故防止等の啓発

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策	実施施策
(1) 次代の親の育成	・次代の親の育成
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備	・確かな学力の向上 ・健やかな体の育成 ・学習環境の整備・充実 ・適正な学校規模・小中一貫教育の推進 ・豊かな心の育成 ・信頼される学校づくり ・幼児教育の充実
(3) 家庭と地域の教育力の向上	・家庭教育への支援の充実 ・地域スポーツ環境の整備 ・地域の教育力の向上
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

基本施策	実施施策
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	・交通安全教育の推進 ・チャイルドシートの正しい使用の徹底 ・自転車の安全利用の推進
(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	・公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止 ・防犯灯の整備の推進 ・こども110番の家協力者連絡会 ・見守り活動の推進
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	・被害に遭った子どものケアの推進
(4) 安全な道路交通環境の整備	・安全な道路交通環境の整備
(5) 安心して外出できる環境の整備	・公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化 ・子育てにやさしいトイレなどの整備
(6) 安全・安心まちづくりの推進	・公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修

8 子ども・子育て支援制度に基づく内容

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

子どものための教育・保育給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

地域型保育給付

- 小規模保育事業
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育事業
(保育者の居宅などにおいて保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育事業
(子どもの居宅などにおいて保育を行う。)
- 居宅訪問型保育事業
(事業所内の施設などにおいて保育を行う。)

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 時間外保育事業
- 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業
- 放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業

児童手当

子育てのための施設等利用給付

(幼児教育・保育の無償化)

9 教育・保育施設の目標値

■各事業の目標値の見方

- 提供区域：目標値の設定に使用する区域（範囲）。本町では、町全体を1圏域として設定しています。
- 量の見込み：町民の推計利用希望量（需要量）です。
- 確保方策：量の見込みが叶えられるよう、町が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）です。

① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

満3歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

(単位：人)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		96	78	75	75	72
確保方策	幼稚園・認定こども園	110	110	110	110	110
	町外施設（町内在住）	20	20	20	20	20

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立の認定こども園 とねがわ幼稚園の定員110人及び町外施設を利用している20人を見込んでいます。

② 保育園（所）など（2号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、2号認定（3～5歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		222	180	171	172	167
確保 方策	保育園・認定こども園	235	235	235	235	235
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	15	15	15	15	15

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立の認定こども園 とねがわ幼稚園の最大受入可能人数、保育園（所）は、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。

③ 保育園（所）など（3号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、3号認定（0～2歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		19	37	32	18	35	45	17	33	42	17	32	41	16	31	39
確保 方策	保育園・認定こども園	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70
	地域型保育事業	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
	町外施設（町内在住）	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）と私立の認定こども園 とねがわ幼稚園の最大受入可能人数とします。また、地域型事業所として町内企業の事業所内保育所の利用を見込みます。

推計児童数の減少見込により、町内保育園の統合を検討します。子どもの利益を第一に考え、質の高い保育を目指します。



10 地域子ども・子育て支援事業の目標値

① 利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援課（こども家庭センター）及び子育て支援センターで行います。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、0歳児から2歳児の親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
量の見込み(か所)	5,526	6,447	6,140	6,140	5,833	
確保方策	(年間延べ人数)	5,526	6,447	6,140	6,140	5,833
	(か所)	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で対応します。

③ 妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	60	58	55	53	51
確保方策(年間実人数)	60	58	55	53	51

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している妊婦健康診査事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児に関することなど、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	60	58	55	53	51
確保方策(年間実人数)	60	58	55	53	51

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している乳児家庭全戸訪問事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

⑤ 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している母子保健事業及び児童虐待防止事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童などの支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(代表者会議)	1	1	1	1	1
確保方策(代表者会議)	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

児童相談所をはじめとして、医療機関、警察等との連携、協力体制の強化を図ります。庁内においては、子育て支援課をはじめ関係各課が情報共有、連携を強化するとともに、支援を充実していきます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など、身体・精神・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間延べ人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間延べ人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

ショートステイ事業については、町外の施設と連携して実施します。年間の利用見込みは延べ10人のため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

⑦ ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望するサポーター（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間延べ人数)	450	429	422	408	416
確保方策(年間延べ人数)	450	429	422	408	416

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

⑧ 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (年間延べ人数)	幼稚園在園児	5,770	5,503	5,414	5,235	5,339
	それ以外※	338	323	318	307	313
確保方策(年間延べ人数)		6,108	5,826	5,732	5,542	5,662

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園、認定こども園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、定員に余裕があるため対応可能です。

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	53	50	49	48	49
確保方策(年間実人数)	53	50	49	48	49

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、認定こども園、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

⑩ 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間延べ人数)	32	30	28	27	25
確保方策(年間延べ人数)	32	30	28	27	25

【確保方策の具体的内容】

緊急サポート事業で対応します。

また、病児・病後児保育利用料助成事業で利用料金の補助を行っています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域子ども教室の整備（小学生）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

地域子ども教室は、心豊かでたくましい子どもを地域で育てることや、安心して活動できる子どもの居場所づくりを目的として実施している事業で、各地域のコーディネーターを中心に多くのボランティアの協力により、各地域の特性を生かした教室を開いています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	254	237	211	203	182
確保方策(年間実人数)	393	393	393	393	393

【確保方策の具体的内容】

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、現在国が進めている、女性が活躍できる社会の実現に向けた政策などを考慮し、すべての利用希望者が利用できるよう、引き続き各放課後児童クラブと情報共有を行い、必要に応じた施設の環境の改善に取り組んでまいります。

《地域子ども教室》

- I. 定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。
- II. 「地域子ども教室ボランティア養成研修会」を開催し、地域コーディネーターやボランティア等の必要な人材の確保及び地域での事業の周知に努めます。
- III. 各学校に地域子ども教室の窓口になっていただき、参加募集について協力を得るよう努めます。また、校内に広報誌等を配付するなど、積極的にPR活動を実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または運営を促進するための事業です。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(年間実人数)	28	27	26	25	23
確保方策(年間実人数)	28	27	26	25	23

【確保方策の具体的内容】

こども家庭センター事業や要保護児童対策地域協議会、妊婦健診・乳児家庭全戸訪問事業等で把握した家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭への支援を行っています。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供や関係機関へのつなぎを行う事業です。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑯ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、児童との関わり方等の知識や方法を身に付けることができるよう、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換等ができる場を設ける等必要な支援を行う事業です。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し面談等を実施し、必要な情報の提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

(単位：人、回)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	妊娠届出数	60	58	55	53	51
	面接実施回数	180	174	165	159	153
確保方策		180	174	165	159	153

【確保方策の具体的内容】

妊婦及びその配偶者に対し、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠8ヶ月頃、乳児家庭全戸訪問事業において面談等を行います。

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳児未満の児童を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (延べ人数)	0歳児	3	3	3	3	2
	1歳児	2	2	2	2	2
	2歳児	1	2	2	2	2
確保方策 (延べ人数)	0歳児	-	3	3	3	2
	1歳児	-	2	2	2	2
	2歳児	-	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

令和8年度からの本格実施に向け、ニーズの把握や施設の実施意向を踏まえ、定員の確保を進めていきます。

⑲ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対し、助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

(単位：人)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		17	16	15	15	14
確保方策		17	16	15	15	14

【確保方策の具体的内容】

現在行っている訪問型（アウトリーチ型）に加え、実施方法の拡充を行うため、短期入所型（ショートステイ型）・通所型（デイサービス型）の事業化に向けた検討を行います。

第3期 川島町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：川島町

編集：川島町 子育て支援課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

■ TEL：049-297-1811（代表）

049-299-1765（直通）

■ URL：<http://www.town.kawajima.saitama.jp>



KJブランド

埼玉県川島町